

平成30年度介護報酬改定等に係る質問票に対する津山市Q&A等

平成30年5月8日 作成

現時点での解釈等であり、随時発出される国のQ&A等により、回答内容に変更が生じる場合があることを御承知おきください。

修正

通し番号	サービスの種類等	分類	項目 (基準項目、加算等項目)	概要、標題	質問内容	回答・対応方針等	回答根拠	記入年月日
1-1	居宅介護支援	介護報酬	入院時情報連携加算	居宅介護支援の「入院時情報連携加算」の要件の起算日について	当該加算については、「利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内( の場合は4日以上7日以内)に、…提供していること。」が要件となったが、この起算日の考え方は次のいずれになるのか? 例:4月1日に入院の場合 4月1日を1日目とし、4月3日中に提供していれば「 」が算定可能。 入院日は含まず、4月2日を1日目とし、4月4日中に提供していれば「 」が算定可能。	の取り扱いとする。	岡山県確認済	H30.5.8
1-2	居宅介護支援	介護報酬	ターミナルケアマネジメント加算	居宅介護支援の「ターミナルケアマネジメント加算」について	30年4月8日に在宅でした利用者(末期の悪性腫瘍の患者)に対し、「死亡日及び死亡日前14日以内」の居宅訪問が『30年3月30日』及び『30年4月5日』の2日であった。この場合、当該加算を算定することは可能か? なお、その他の算定要件については、全て満たしているものとする。	同意については平成30年3月中でも構わないが、訪問については告示の適用日である平成30年4月1日以降に全て行われている必要があり、本件では算定不可。	岡山県確認済	H30.5.8
1-3	居宅介護支援	介護報酬	退院・退所加算	居宅介護支援の「退院・退所加算」について	30年3月31日に退院した利用者に対し、30年4月1日からの居宅サービス計画を作成した。 この場合の「退院・退所加算」については、報酬改定後の単位での請求となるのか? 報酬改定前(平成29年度)の単位での請求となる場合、どのように国保連に対し請求をかければ良いか?	当該加算については、「退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間」を評価しているものであるが、『平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)65番』で、「…当該利用者が…サービスの利用を開始した月に当該加算を算定する」とされていることから、30年4月にサービス利用があった場合には、報酬改定後の単位で請求することとなる。	(介護保険最新情報 vol.69、緑本(平成27年4月版)P.146参照) 岡山県確認済	H30.5.8
2-1	認知症対応型共同生活介護	介護報酬	利用者の入院期間中の体制	認知症対応型共同生活介護の利用者の入院において一定期間をもって退去の規定を設けている場合の「利用者の入院期間中の体制」について	「利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができる体制を確保」している場合に、算定できる加算が創設された。入居の際の契約により、入院期間が2ヶ月を超える場合には、1度退居となることとしている事業所において、入院後10日間で退院することが見込まれた入院があった場合の取扱いは次のいずれになるか? 3月間円滑に入居できる体制を確保しているといえないため、算定不可。 2月間は円滑に入居できる体制を確保しているため、2月以内に退院することが明らかに見込まれる場合で、他の要件を満たしていれば算定可能。	の取り扱いとする。	岡山県確認済	H30.5.8